

結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款

本約款は、弊社が管理・運営する結婚式場又は披露宴会場(以下「本会場」といいます。))において、お客様のご依頼に基づいて弊社がアレンジする結婚式又は披露宴、パーティーその他の催事(以下「本パーティー等」といいます。))に関し、お客様と弊社との合意事項を確認し、お客様のご信頼に基づき本パーティー等を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。本約款は本パーティー等に関する事項に適用があります。従いまして、お客様が弊社に対し本パーティー等をお申込頂きますと、本約款をご了承頂いているものとみなされますので、本約款が添付されている所定のお申込書にご署名頂くにあたっては、本約款を熟読頂きますようお願いいたします。

第1条 ご予約と本パーティー等の催行について

お客様が本会場で執り行う本パーティー等のご予約(以下「本ご予約」といいます。))は、お客様が弊社所定のお申込書にご署名頂いたうえで、次条の定めに従って申込金をお支払い頂いたときをもって成立します。お客様は、本ご予約に基づき、本パーティー等の主催者として、本パーティー等を催行頂くものとします。

第2条 お申込について

1. 申込金のお支払い

本ご予約の成立には、申込金10万円のお支払いが必要となります。申込金のお支払いは、お申込書ご署名時に現金又はクレジットカード・デビットカードにてお支払いいただきます。

2. 申込金の性質

本パーティー等が執り行われた場合、申込金は、弊社所定の方法により第10条第1項に基づくお支払いに充当させていただきます。また、本ご予約のキャンセルその他の理由により本パーティー等が執り行われなかった場合においては、第11条第2項に基づくお支払いに充当させていただきます。

3. お申込書へのご招待人数の記載

本ご予約のお申込書にご記載頂く招待人数(以下「お申込ご招待人数」といい、大人料理のご注文をいただく人数をいいます。))

本ご予約の成立時点でなされるお見積りの基礎となるサービス単価(ご招待客お一人あたりに対して弊社が提供するサービスの対価基準価格として弊社が定めるものをいいます。以下同じとします。))が決定されますので、お申込ご招待人数は、できる限り正確にご記載頂くものとします。

第3条 サービスについて

1. サービスの概要

本ご予約に基づきお客様と弊社のお打ち合わせに従い、弊社は、次のサービスよりお客様からご指定頂いたものを提供いたします。なお、本パーティー等の催行時点の本会場の設備・設定・装飾・調度品等に関しましては、お申込又はお打ち合せ時点から変更される場合がありますので、予めご了承下さいようお願いいたします。

- ① 本会場の貸切サービス
- ② 本会場のデコレーション・アレンジメントサービス
- ③ 本パーティー等におけるフード&ビバレッジサプライサービス
- ④ 着付、ヘアデザインその他のプロフェッショナル・アレンジメントサービス
- ⑤ 本パーティー等に関するアドバイスサービス
- ⑥ その他、本パーティー等の総合アレンジメントサービス

2. サービスの確定

弊社が提供するサービスは、前項各号所定のサービスに限られるものではなく、弊社は、弊社で対応可能な範囲でお客様のご要望に沿ったサービスを提供することに努めます。お客様に対して弊社が提供するサービスの内容につきましては、お客様とお打ち合わせを通じて弊社が作成するお見積書にて、その詳細とお見積金額が確認されるものとし、本パーティー等の開催日(以下「開催日」といいます。))より起算して16日前の日(以下「最終確定日」といいます。))における最新のお見積書(以下「最終見積書」といいます。))の記載にて確定されるものとします。お客様は、次項の定める場合を除き、最終確定日以降にサービスの変更を行うことができないものとします。弊社は、最終見積書の記載された人数を基準としてサービスの準備を進めるものとし、最終確定した人数より実際に本パーティー等に出席される列席者の人数が減少した場合であっても、お客様は、最終見積書に記載された人数分の料金を負担するものとします。

3. サービスの追加

前項の定めにかかわらず、最終確定日以降開催日当日においてもサービスの追加を弊社所定の追加料金で行うことができます。但し、サービスの追加の内容、ご依頼の時間帯及び本会場の設備等の利用状況その他の理由により、対応いたしかねる場合もございますので、予めご了承下さいようお願いいたします。

第4条 開催日時について

1. 開催日時の確定

本パーティー等の開催日時は、本ご予約の成立時において、お客様にご署名頂いたお申込書に記載された日時にて確定されます。

2. 開催日時の変更

お客様のご都合による開催日時のご変更は、原則としてできません。但し、お客様は、ご変更希望日時が本ご予約に係る当初の開催日時から6ヶ月以内であり、且つ、本会場においてご変更希望日時の予約が可能であると弊社が認める場合には、一回に限り、開催日時を変更することができます。この場合におきましては、かかる変更に関し、第2条第1項の定める申込金10万円を改めてお支払い頂く必要はございませんが、弊社は、本ご予約の成立後、開催日時に向けて本会場の確保、人員の手配、飲食物や贈答品等の手配などお客様のご要望に沿って本パーティー等のご準備をさせて頂いておりますので、お客様には、第11条第2項所定の解約料金をお支払い頂かなければなりませんので、予めご了承下さいようお願いいたします。

第5条 お持ち込みについて

本パーティー等に伴う飲食物、贈答品、ドレス、メイク、業務用撮影機器、VTR及び婚礼演出商品等、弊社指定業者以外の方によるお持ち込みにつきましては、本パーティー等における事故及びトラブル等を未然に防ぐ等の目的により、誠に勝手ながらお断りさせていただきます。但し、ご相談によっては、お持ち込み頂くことも可能ですが、その場合は弊社所定のお持ち込み品保管料金を申し受けさせていただきます。また、当該お持ち込み品保管料金を弊社が申し受けていると否とを問わず、また、弊社がお持ち込みを認めていると否とを問わず、お持ち込み品の事故・盗難・滅失及び毀損等並びにお持ち込み品に起因する事故及びトラブル等につきまして、弊社は、一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さいようお願いいたします。

第6条 本会場の貸切について

1. 基本貸切時間

本会場の貸切サービスは、お申込書記載の貸切時間(以下「基本貸切時間」といいます。))を基本とし、本パーティー等の開始(最初のご列席者のご入場)から終了(全てのご列席者の退場)までの時間が基本貸切時間内に含まれるものとします。

2. やむを得ない場合の追加貸切時間

弊社が可能であると判断した場合に限り、基本貸切時間を超えて本会場を使用することができますが、この場合には、30分を基本単位とし、追加時間について基本単位毎に金10万円(税別)を追加貸切料として第10条第2項の定めるところに従ってお支払い頂きます。但し、弊社都合により基本貸切時間を超えて本会場を使用する場合には、弊社は、当該追加貸切料を申し受けません。

第7条 本会場で発生した、高価品に関する事故・盗難について

本会場ではクロックを設け、本パーティー等の開催日当日ご出席されるお客様のお荷物などをお預かりさせて頂いておりますが、現金、貴重品などの高価品(以下、「高価品等」といいます。))のお預かりはお断りさせていただいております。そのため、万一、本会場におきまして、高価品等についての事故・盗難が発生した場合、弊社といたしましては、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いかねますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

第8条 本会場に対する損害について

お客様又はご列席者の方で故意又は過失により本会場施設若しくは施設内の物品又は弊社スタッフに対して損害・傷害を与えた場合、お客様は、相当の金額のご賠償・補償を行って頂くことがあります。

第9条 禁止事項

お客様又はご列席者の方による以下に定める行為につきましては、本パーティー等の円滑な遂行のために禁止させていただきます。

- ① 次の物品を持ち込むこと
 - a. 刃物類・銃器類
 - b. 花火・キャンドルその他火薬類
 - c. 大音量を発するもの(大太鼓等の打楽器を含みます)
 - d. 悪臭・異臭を発生する物
 - e. 介助犬以外の動物

- ② 次の行為を行うこと
 - a. 危険とみなされる行為
 - b. 法令で禁じられている行為
 - c. 公序良俗に反する行為
 - d. 弊社スタッフが口頭にてお止め頂くようお願いした行為

③ 次の本会場の利用

- a. 利用目的以外の本会場の利用
 - b. お客様又はご列席者の方が反社会集団(暴力団、暴走族、過激な特殊団体等)の関係者であることが判明し、又はこれらの団体に加盟したときにおけるお客様による本会場の利用
- ④ 本会場を損傷及び汚損すること
 - ⑤ 備品等を移動及び損傷及び汚損すること、又は持ち滞ること
 - ⑥ 上記の他、お客様及びご列席者の方による本会場の快適な利用を損なう行為

第10条 お支払いについて

1. 費用のお支払い

お客様が執り行う本パーティー等の費用のお支払いにつきましては、開催日より起算して30日前に前払い金の請求書を発行致しますので、弊社の請求を受領日より起算して金融機関の5営業日以内に次の①から③の方法より、お客様にご選択いただきお支払いいただきます。また、開催日の前日より起算して金融機関の3営業日前までに、最終見積書に基づく費用総額から前払金を控除した残額全額を同様の方法でお支払いいただきます。なお、お支払い時の銀行振込手数料等につきましては、お客様のご負担とさせていただきます。

- ① 弊社指定口座へのお振込
- ② プライダルローンのご利用による後払い
- ③ プライダルローンのご利用による分割支払い

2. 当日のご清算

第3条第3項に基づく追加サービス、第6条第3項に基づく本会場の追加貸切その他清算を要する料金及び費用等につきましては、お客様は、弊社が開催日に行うご清算に基づき開催日当日において現金にて清算を行うものとします。

3. 前払い金の金額

- ・ 挙式のみのお客様 = 20万円
- ・ パンケット披露宴のお客様 = 200万円
- ・ レストラン披露宴のお客様 = 100万円

上記以外のプランのお客様は、開催日より起算して30日前における最新の見積書の総費用額の50%相当を目安に算出します

第11条 解約

1. お客様の解約権

お客様は、次項に定める解約料金をお支払い頂くことにより、当該賠償の完了日をもって本ご予約を何時でも解約することができます。なお、お客様は、本条によらないで本ご予約を解約、解除、取消し、撤回等することはできないものとします。

2. 解約料

弊社は、本ご予約の成立後、開催日に向けて、本会場の確保などお客様のご要望に沿って本パーティー等の準備をさせて頂いております。そのため、開催日が近づくにつれて本パーティー等のご準備に要する費用が徐々に嵩むこととなりますので、解約のご通告日(弊社がお客様の解約のご意向を確定的に認識した日をいい、以下「解約通告日」といいます。))が属する開催日までの期間に応じ、お客様は、本ご予約の解約にあたり、次の各号所定の金額の解約料金をお支払い頂く義務を負うものとします。(本条は、社団法人プライダル事業振興協会推奨の「結婚式・披露宴会場におけるモデル約款」の解約料金を参考としております。))

- ① 解約通告日が開催日の150日前までの期間内である時
申込金全額(金10万円)及び印刷物等の実費の合計額
- ② 解約通告日が開催日の149日前から90日前までの期間内である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の20%及び印刷物等の実費の合計額
- ③ 解約通告日が開催日の89日前から60日前までの期間内である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の30%及び印刷物等の実費の合計額
- ④ 解約通告日が開催日の59日前から30日前までの期間内である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の40%及び印刷物等の実費の合計額
- ⑤ 解約通告日が開催日の29日前から10日前までの期間内である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の合計額
- ⑥ 解約通告日が開催日の9日前から1日前までの期間内である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の45%及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の合計額
- ⑦ 解約通告日が開催日当日である時
解約通告日時点での最新のお見積書記載の費用総額(サービス料除く)の全額

3. 解約料金のお支払い方法

お客様は、事前に又は解約通告後直ちに、第2項の定める金額の解約料金を弊社指定の銀行口座に振込にてご入金頂くものとします。但し、解約通告日において既に第10条第1項の定めるところに従ってお支払い済みの費用(なお、当該費用には第2条第1項の定めるところに従ってお支払い頂いた申込金10万円が含まれます。))がある場合には、当該お支払い済み費用と該当する解約料金が解約通告日において対当額にて自動的に相殺されたものとみなされるものとし、かかる相殺後もなおお支払うべき解約料金の残額がある場合は、当該残額を弊社の請求を受領した日より起算して金融機関の5営業日以内に弊社指定の銀行口座に振込にてご入金頂ければ足るものとします。なお、ご入金の際の銀行振込手数料につきましては、お客様ご負担とさせていただきます。

第12条 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得・利用

第1条の定めるお申込書により、また、弊社が本ご予約に基づきサービスを提供させて頂く課程において、弊社は、本パーティー等の準備、催行その他の弊社の業務遂行のために、あるいは、弊社サービスの向上を図るために(以下「本目的」といいます。))お客様又はご列席者その他の関係者の個人情報を本目的達成に必要な範囲で取得し、本目的のために当該情報(以下「取得個人情報」といいます。))を利用していただきますのでご了承下さい。

2. 取得個人情報の第三者提供等

弊社は、次の場合を除き、取得個人情報を第三者に提供又は開示せず、また、その利用を第三者に委託いたしません。

- ① 予め本人の同意を得た場合
- ② 個人情報保護に関する法律第23条に基づき場合
- ③ ①の定めにかかわらず、お客様に祝電等を送ることを目的とした問合せが本会場に合った場合で、且つ、問合せ者の氏名、住所及びお客様との関係を本会場の対応した者が確認し記録に残す場合
3. 開示訂正請求等への対応
本人の個人情報の開示訂正・追加又は削除・利用停止等を希望される場合には info-thestyle@styles.jp.com までお問合せ下さい。合理的な期間、妥当な範囲でこれに対応いたします。

第13条 免責事項

以下に定める事由に該当することがあった場合につきましては、お客様・弊社双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天災地災、火災、戦争、紛争、その他お客様及び弊社のいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど本パーティー等の催行が不可能又は著しく困難になったとき(なお、天災地災、火災、戦争、紛争、その他お客様及び弊社の責に帰することのできない事由を理由とするご招待客の欠席その他お客様側の申し出により本パーティー等を中止する場合は、本会場が物理的に使用可能である限り、本号に該当せず、第11条の適用がなされますので、ご留意下さいようお願いいたします。))。
- ② 法令の変更又は公権力の行使に起因して本会場の使用が不可能又は著しく困難になったこと(本会場の取用、取り扱い、使用の禁止、中止、差止め等の裁判所、関係官庁の命令その他の処分等を受けた場合のみならず、インフルエンザその他のウイルスなどの感染症の拡散防止等を理由として行政当局から弊社が指導、勧告等を受けたことにより弊社が任意に決定した場合を含みます。))などにより本パーティー等の催行が不可能又は著しく困難になったとき

(以下余白)